

保留地販売の媒介に関する契約書

埼玉県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）
は、次のとおり保留地販売の媒介に関する契約を締結する。

（目的）

第1条 本契約は本物件を適正かつ円滑に販売するために、甲乙が確認すべき事項及び本契約の履行に関して遵守すべき事項を明確にすることを目的とする。

（契約の趣旨）

第2条 甲は、草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地区画整理事業の保留地（以下「保留地」という。）を販売するにあたり、保留地の購入者（以下「顧客」という。）と甲との媒介を乙に委託し、乙は、保留地販売の媒介に関する協定書（以下「協定書」という。）及び業務運営規則の内容を承諾のうえ、これを受託するものとする。

（媒介する保留地の表示）

第3条 この契約により乙が媒介する保留地は、次の保留地とする。

宅地番号	〇〇
街区番号・画地番号	〇〇街区・〇〇画地
地積（㎡）	〇〇〇．〇〇㎡
売買代金	金 〇〇〇〇〇 円

（契約期間）

第4条 この契約は、協定書第6条第2項の規定により乙が媒介した前条の保留地に係る媒介報酬が乙に支払われたときをもって終了する。

（業務の内容）

第5条 保留地の媒介にあたり、乙は顧客を甲に紹介し、当該保留地を販売するに至った場合は、甲は乙に対し媒介報酬を支払うものとする。
2 甲と顧客との間で行う保留地売買契約の締結にあたり、乙はこれに立ち会うものとする。

（媒介報酬の額）

第6条 前条の媒介報酬の額は、金 〇〇〇〇〇 円とする。

（媒介報酬の支払時期）

第7条 媒介報酬を支払う時期は、当該保留地の売買代金が全額納付され、甲から顧客へ保留地の引渡し完了した後に、乙の請求に基づき、媒介報酬を支払うものとする。

(苦情・紛争の処理)

第8条 乙は、甲に対し保留地販売の媒介を行うにあたり、顧客その他第三者との間に苦情・紛争が発生したときは、乙の責任においてこれを処理するものとする。

(甲の解除権)

第9条 甲は、乙が次の各号に該当する場合には、この契約を解除することができる。

- (1) この契約に違反したとき。
- (2) 媒介業務の処理が不相当と認められるとき。
- (3) この契約を履行することができないと認められるとき。

2 協定書第13条の規定により協定が解除されたときは、この契約は同時に解除されるものとする。

(費用の負担)

第10条 この契約を履行するにあたり、乙が故意又は過失により第三者に与えた損害については、乙が負担しなければならない。

2 乙は、この契約の締結に要する費用、及び媒介業務に要する費用を負担するものとする。

(個人情報の保護)

第11条 乙は、この契約による業務を行うため個人情報を取扱うときは、協定書第14条の規定により定められた個人情報取扱特記事項を順守しなければならない。

(補則)

第12条 この契約に定めのない事項及びこの契約に疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、甲と乙が記名、押印して各自その1通を所持する。

なお、この契約は国土交通大臣が定める標準媒介契約約款に基づく契約ではない。

平成 年 月 日

甲 埼玉県
埼玉県知事 上田 清司

乙 会社等の名称
所在地
代表者氏名